

内部通報制度を導入します

R 1.10. 1

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

本会の内外から匿名相談できる通報窓口を常設し、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う内部通報体制を整備しました。内部通報者は、不利益な取扱いを受けられないよう保護されます。

内部通報者

- 1 本会の役職員（役員、評議員、正職員、嘱託職員、臨時職員、相談員。退任者、退職者を含む。）及びその家族。
- 2 本会が提供するサービスの利用者
- 3 本会との取引先事業者

通報内容

法令、本会規程及び内部規則等に違反する行為、又は違反するおそれのある行為の事実。
※虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報を行った者は懲戒処分その他必要な措置の対象となります。

通報窓口

■ 内部通報窓口 <受付時間 8:30～17:15>

新潟県社会福祉協議会 総務管理課長：風間直行

// 企画広報課 内部監査担当者：横堀直樹 佐藤正弥 田中鈴香

・連絡先 住所：〒950-8575 新潟市中央区上所 2-2-2

電話：025-281-5520／025-281-5613 FAX：025-281-5528

メールアドレス：s-fujita@fukushiniigata.or.jp

・方法 書面（持参、郵送、ファックス、電子メール）、又は口頭（電話、面談）

■ 外部通報窓口 <受付時間 9:00～17:00>

金子社会保険労務士事務所 金子勉特定社会保険労務士

・連絡先 住所：〒950-0964 新潟市中央区網川原 1-4-1

電話：080-5385-4701

メールアドレス：tsutomu-k@m2.tlp.ne.jp

・方法 書面（郵送、電子メール）、又は口頭（電話）

内部通報者の保護

内部通報者は、通報を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いを受けることはありません。

また、内部通報者に対し不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合は、懲戒処分その他必要な措置の対象となります。

通報結果等の通知

内部通報者が希望する場合、通報の受理結果や調査結果、是正結果を通知します。

通報の流れ

